

平成30年5月22日

株式会社エー・ピーカンパニーに対する景品表示法に基づく措置命令について

消費者庁は、本日、株式会社エー・ピーカンパニーに対し、同社が供給する「チキン南蛮」、「月見つくね」、「塩つくね」及び「椎茸つくね南蛮」と称する料理に係る表示について、景品表示法に違反する行為（同法第5条第1号（優良誤認）に該当）が認められたことから、同法第7条第1項の規定に基づき、措置命令（別添1ないし3参照）を行いました。

1 違反行為者の概要

名 称 株式会社エー・ピーカンパニー（法人番号 6010401066278）
所 在 地 東京都港区芝大門二丁目10番12号KDX芝大門ビル9階
代 表 者 代表取締役 米山 久
設立年月 平成13年10月
資 本 金 4億9551万円（平成30年5月現在）

2 措置命令の概要

(1) 対象料理

- ア 「宮崎県日南市塚田農場」及び「宮崎県日向市塚田農場」と称する店舗（以下これらを併せて「本件店舗①」という。）において提供する「チキン南蛮」、「月見つくね」及び「塩つくね」と称する料理（以下これらを併せて「本件料理①」という。）
イ 「鹿児島県霧島市塚田農場」と称する店舗（以下「本件店舗②」という。）において提供する「チキン南蛮」、「月見つくね」及び「塩つくね」と称する料理（以下これらを併せて「本件料理②」という。）
ウ 「宮崎県日南市じとっこ組合」、「宮崎県日向市じとっこ組合」及び「～宮崎日南 幻の地鶏焼～ じとっこ」と称する店舗（以下これらを併せて「本件店舗③」という。）において提供する「チキン南蛮」及び「椎茸つくね南蛮」と称する料理（以下これらを併せて「本件料理③」という。）

(2) 対象表示

ア 表示の概要

(ア) 表示媒体

メニュー

(イ) 表示期間

a 本件料理①及び本件料理②

平成29年4月17日から同年8月22日までの間

b 本件料理③

平成28年9月1日から平成29年9月3日までの間

(ウ) 表示内容

a 本件料理①

例えば、メニューに次のとおり記載することにより、あたかも、本件料理①に地鶏を使用しているかのように示す表示をしていた。

○ 表紙において、「地鶏一筋」と記載された印影を掲載 (別紙1-1)

○ 2ページ及び3ページにおいて、「地鶏は野生の旨味」、「在来鶏の血統『地鶏』はほんの一部」、「限られた農家しか生産が許されないみやざき 地頭鶏」等と記載した上で、「みやざき地頭鶏」と称する地鶏の写真、「みやざき地頭鶏」と称する地鶏が雑センター等で育成されてから本件店舗①で料理として提供されるまでの流通過程を示した図等を掲載 (別紙1-2)

b 本件料理②

例えば、メニューに次のとおり記載することにより、あたかも、本件料理②に地鶏を使用しているかのように示す表示をしていた。

○ 表紙において、「地鶏一筋」と記載された印影を掲載 (別紙2-1)

○ 2ページ及び3ページにおいて、「地鶏は野生の旨味」、「在来鶏の血統『地鶏』はほんの一部」、「黒牛、黒豚に続く第三の黒ブランド『黒さつま鶏』」等と記載した上で、「黒さつま鶏」と称する地鶏の写真、「黒さつま鶏」と称する地鶏が雑センター等で育成されてから本件店舗②で料理として提供されるまでの流通過程を示した図等を掲載 (別紙2-2)

c 本件料理③

例えば、メニューに次のとおり記載することにより、あたかも、本件料理③に地鶏を使用しているかのように示す表示をしていた。

○ 2ページ及び3ページにおいて、「じとっこ組合」、「安全安心で美味しい『みやざき 地頭鶏』を毎日皆様の元へ、お届けするために。」等と記載した上で「みやざき地頭鶏」と称する地鶏が雑センター等で育成されてから本件店舗③で料理として提供されるまでの流通過程を示した図、「じとっこ組合 加盟養鶏農家」と題した「みやざき地頭鶏」と称する地鶏の養鶏農家の一覧等を掲載 (別紙3-1)

○ 4ページ及び5ページにおいて、「みやざき地頭鶏」と称する地鶏の大きなイラスト、「みやざき地頭鶏組合之印」と記載された印影等

を掲載した上で「宮崎でも限られた農家しか生産が許されていない
みやざき地頭鶏」、「『本物の地鶏』は、ほんの一部」、「嗜めば鶏の味
わいがジューシーに広がる」等と記載（別紙3-2）

- 本件料理③を掲載したページにおいて、「宮崎名物ひむか南蛮②題」と記載（別紙3-3）

イ 実際

(ア) 本件料理①及び本件料理②

「チキン南蛮」と称する料理にはプロイラーを、「月見つくね」及び
「塩つくね」と称する料理にはほとんどプロイラーを、それぞれ使用し
ていた。

(イ) 本件料理③

「チキン南蛮」と称する料理にはプロイラーを、「椎茸つくね南蛮」と称する料理には地鶏ではない親鶏等を、それぞれ使用していた。

(3) 命令の概要

ア 前記(2)アの表示は、それぞれ、前記(2)イのとおりであって、それぞれ、対象料理の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示すものであり、景品表示法に違反するものである旨を一般消費者に周知徹底すること。

イ 再発防止策を講じて、これを役員及び従業員に周知徹底すること。

ウ 今後、同様の表示を行わないこと。

【本件に対する問合せ先】

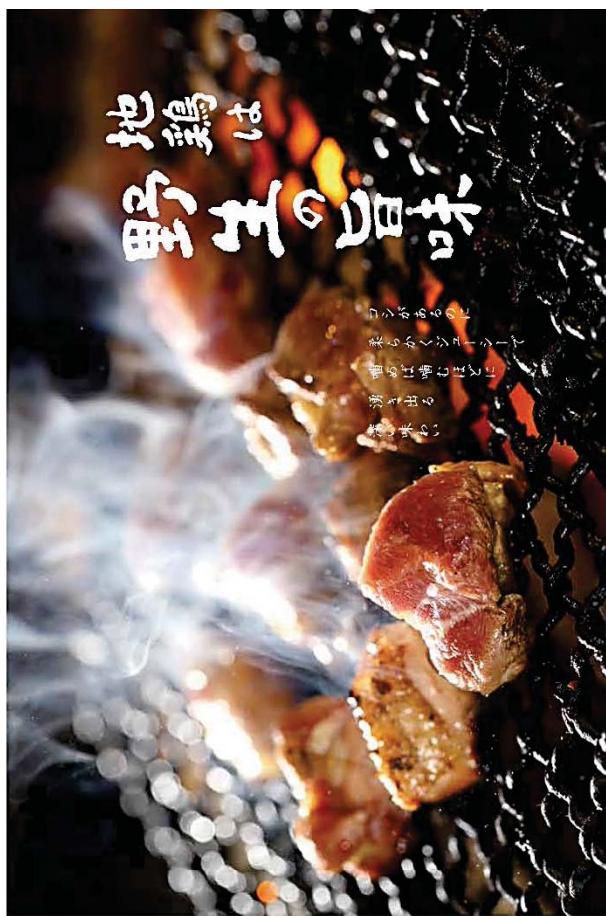
消費者庁表示対策課

電話：03（3507）9233

ホームページ：<http://www.caa.go.jp/>

塙田農場
Fukada nojo 2017





在来鶏の血統「地鶏」はほんの一端

現在、西側の領事館においては、交渉する場の立候補者たる「アドバイサー」と呼ばれる外國顧問や、それを取扱う委託代理人の二つである。把柄をもつてしたる委託代理人によつて、「西洋部」は何事もあらねば、該会社の運営に手を貸すのである。たゞ、該會が今に對する政治的立場から、理解した

店頭での名称	品名	商品形態	表示価格	えさ
名鶏コッキン かわさき産地鶏	白羽和牛 地鶏 500g	7日目 (4~5kg)	3300円/1kg 入り(税別)	カリコ ヒラメ等
大丸どり 無添味 日産(販)	2月10日 2月16日	03-7575 (2カ月)	2500円/1kg 入り(税別)	カリコ ヒラメ等
むどり プロライ	2月10日 2月16日	03-7575 (2カ月)	2500円/1kg 入り(税別)	カリコ ヒラメ等



健康的指引与锦囊之二

スーパーなどでお腹よく口にする鶏肉とは違う肉の赤みが強くてその赤みに迷々よく香草ソースに入っている美しい脂。これは世間からリーフを飼育して成分運動してやせた鶏を骨格的に育った野立て。



しなやかでほどよい彈力
嘴じほどに味わい深い



旨味がコクとなり
香り高い美味しさに

数据是定期的向客户发送“账单”和多
余的发票。然而，客户可能无法立即
处理大量的发票。因此，公司必须
在客户收到发票后的一段时间内
提供账单。这种情况下，客户会
感到困惑，不知道该付哪张发票。
此外，客户可能会对账单中的某些
金额产生疑虑，从而导致纠纷。



02

兔品

炭火で煮たりたつくりね串一覧

✿ 塩つくね 四八〇
[80g]

✿ 月見つくね 五三〇
[80g]



ひとつひとつ毎日手しみ

✿ 黒豚焼餃子 四八〇
[80g]

ひとつひとつ毎日手しみ
ジユーシーから岡崎らしい食感が生まれました

かこしま黒豚

豚に寄生するタバコ虫卵に由来り、
黒豚の特徴は豚肉に新鮮な匂ひ
と、その特徴を最大限に活かす仕方
でこなれています

豚だまで手作り

✿ 卵焼き 四八〇
[80g]

塩田めんたい使用

✿ めんたい卵焼き 五三〇
[80g]

個人のお手にはもちろん、おもてなしにも
是非めんたいを乗せた卵焼きをお楽しみください



✿ ひんべい焼き 五八〇
[80g]

豚肉を「塩だれ」ソースで包んで、そのまま焼いています。

✿ 黒豚焼きそば 六八〇
[80g]

ソーセージや豚肉の具材を混ぜて、

✿ 揚げ出し豆腐 四八〇
[80g]

✿ エリンギバター 五〇〇
[80g]

醤油焼き



塩田黒豚の
卵焼きにまぐろ

卵焼きの本場として
有名な沖縄県で、
島の名物として有名な
「島豆腐」とは相
性が抜群にいいと
おもっています

自家製タルタル

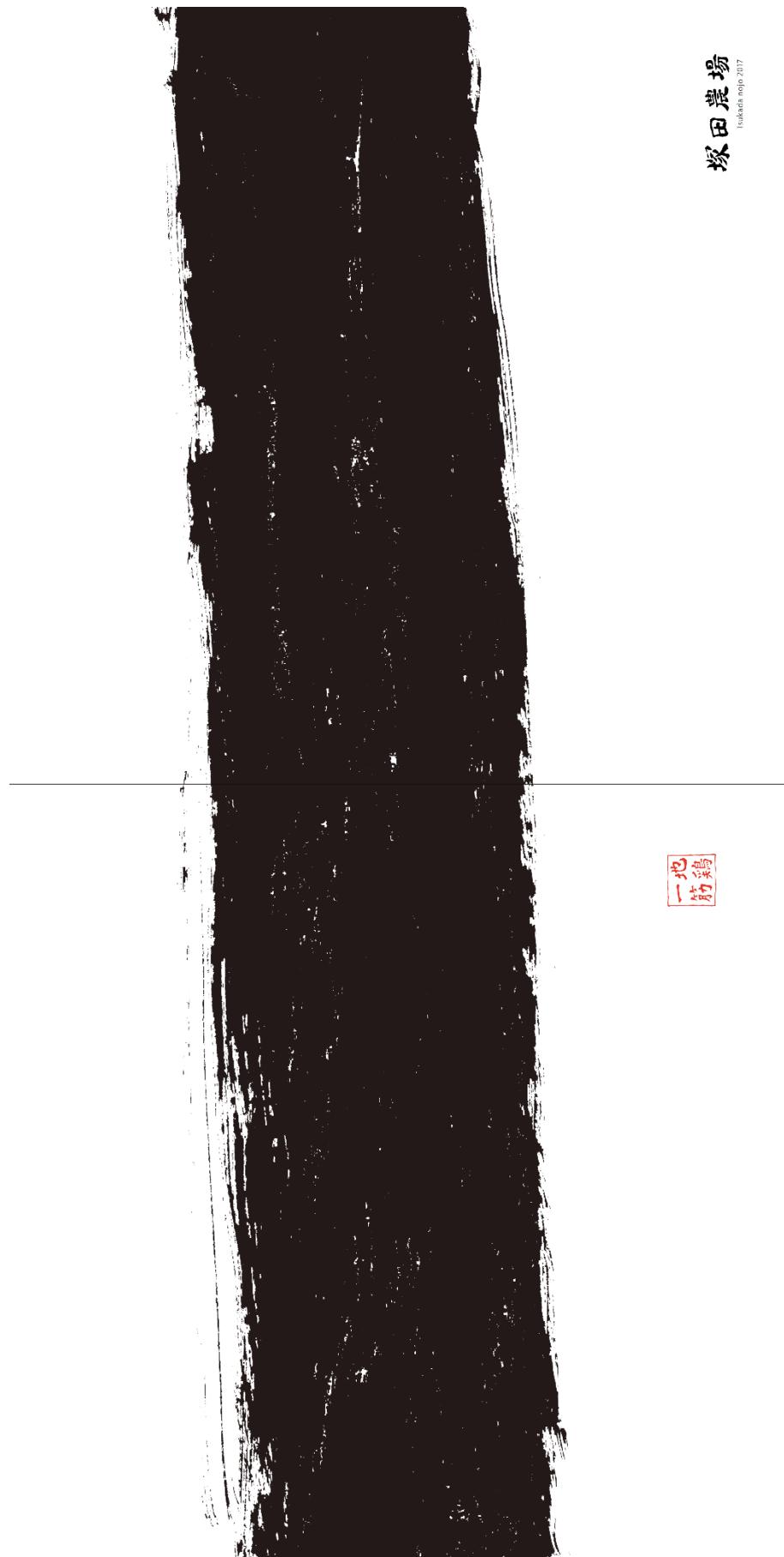
✿ チキン南蛮 六八〇
[80g]

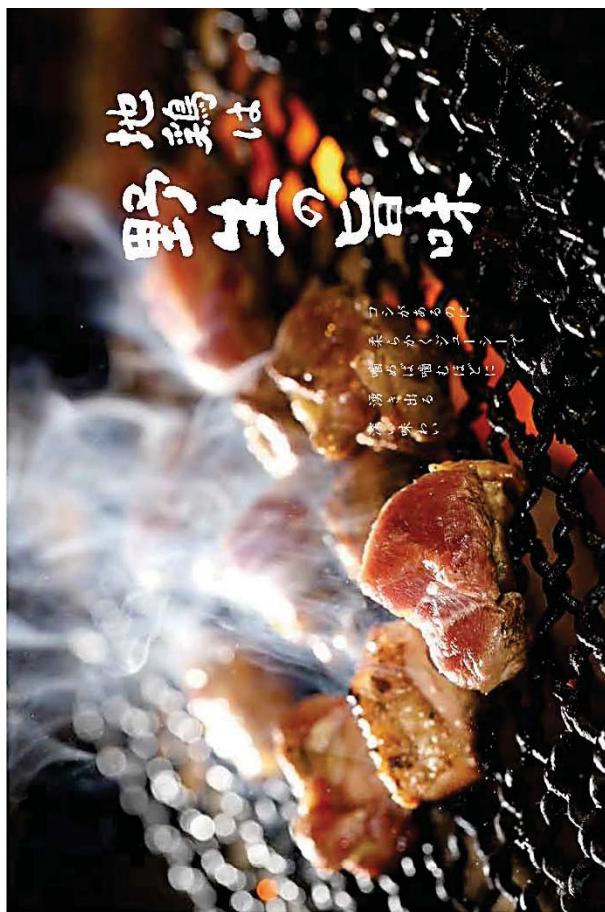
[チキン南蛮・三八〇][80g]

吉野家工科開発部「チキン南蛮」から
生まれたタルタルの新作!タルタルの特徴は、よく
からが脂だよりよりや酸っぱい美酢(しゆ)の日本
製タルタルをあわせました。当店ならではの
日本の風味で、チキン南



塙田農場
Fukada nojo 2017





在来鶏の血統「地鶏」はほんの一部

現在、国や地方の通商市場にからじても流通する銀の90%以上がドバイ（アラブ首長国連邦）で貯蔵・輸送の中でも地銀の割合はたったの1%。地銀の約80%が銀團体本部に於いて「国庫券」に保管され、毎年利子が支払われる。地銀がいかに貴重な存在かを理解していただけたかと思います。



黒牛、黒豚に続く

おじいちゃんは、西宮駅の新幹線口付近で、よく「日本全国に及ぶおもてなし入院」をやる。それで有名だ。新幹線を買おうとする第三の危機感は、若者たちが「おじいちゃんの手のひらで育てられて、お世話したからだから」とか、「おじいちゃんが車で走り回って、おもてなしで開拓したから」とか、主に駅員が新幹線を運営してきてから、新幹線が「西宮駅」だと、おもてなしを引き合ひ合ひで、おもてなし文化に巻き込まれて、おもてなし文化が盛んである。

自然の探求の歴史

ストレスに弱く有効時間長い地図は「必ず上けるまでには多くの手数と時間もかかります。自然の大蛇を走り回り、迷宮など迷路を駆け抜けで到達をめざす」。ストレスは「ヨリ少なくては困る」のがひとつ。そんな資源とともに見える環境で育む地図は「農業さんの日々の努力によって生まれる」。



健康的な引き締まつた
赤身と霜降りの脂

スーパーで買おうとおもふことはないが、それはほんとうの香みが薄く、その香氣に程よくて結構に香り入っているからだ。これは必ずヨーロッパの香料と香氣を運んで、先端が結構的に育つた証です。



しなやかではござい彈力
嘴じほとに味わい深い

「精神的な場所に比べて細胞分裂が少なくて、
エネルギーがかかるから癌細胞は細胞をつくって
したくなれない」などといふ説がある。癌細胞は
で細胞が死んでしまうから癌細胞は細胞分裂が
止まらざる。



旨味がコクとなり
香り高い美味しさに

以上は物理のコトと云ふ「題外」を多く含み五十手盤で、必ずしもハマリ手ではないが、ハマリ手を本末の枝葉として取り扱つてゐるところがよく手に落ちる所以である。(註)三九四頁参照。



TSUKADA FARM 02

逸品

炭火で炙つたつくね串二頭

✿ 塩つくね 四八〇 [80g]

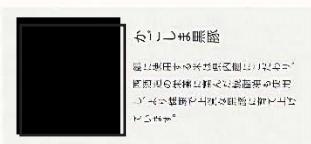
✿ 月見つくね 五三〇 [80g]



ひとつひとつ毎日手作り

✿ 黒豚焼餃子 四八〇 [2個]

かじし黒豚の挽め盛を炭火で
ジューシーかつ岡っ引した食感は是非お試しください。



かじし黒豚

炭火で炙る黒豚肉の挽め盛りだから、
黒豚の本味と香ばしさが詰まっています。
ソースに黒胡椒と唐辛子を効かせています。



✿ ひんべん焼き 四八〇 [80g]

鶏肉をさわやかな水蒸氣でじっくり調理
たてふきでさわやかな白身魚の出来上がり。

✿ 鶏焼きそば 六八〇 [80g]

ソテーした鶏肉と水煮卵を炒め合わせ。

✿ 握り出しうなぎ 四八〇 [80g]

握り出しうなぎを自家製のソースで味付け。

✿ エリンギバター 五〇〇 [80g]

醤油焼きバター

塩だます手作り

✿ 卵焼き 四八〇 [80g]

塩だます手作り

✿ めんたい卵焼き 五三〇 [80g]

塩だます手作りを乗せた卵焼きには
鮮やかなめんたいを乗せた卵焼きをお



農田直営の
農産物たっぷり卵

卵焼きはもとから
もろい卵は卵殻を
軽くこねてから卵殻
の間にハムを挟む
と卵焼きはとても柔
らかくなります。



自家製熟成タルタル

✿ チキン南蛮 六八〇 [80g]

宮崎県土産店の名物「チキン南蛮」をより
うまい味わいで仕上げた自家製タルタルを
乗せた南蛮。南蛮の味わいをそのまま楽しむ
日本版の南蛮です。



ひむか南蛮 一皿

宮崎名物



海老夷 純タルタル

チキン南蛮

六八〇円 [税込]

珍味にこくはを添つて、
いはるに風にくぐらせて照らすから
外へおで子シユーハーに一
ひくほんと重箱、自家のクリスピと一通に
進物大おじゅわくくな品。

チキン南蛮

三八〇円 [税込]

珍味を旨味にこきあわせた南蛮はゆめの山のからせん一

かえりシューふー

椎茸つね 南蛮

五八〇円 [税込]

椎茸にこくはを添つて、
いはるに風にくぐらせて照らすから
外へおで子シユーハーに一
ひくほんと重箱、自家のクリスピと一通に
進物大おじゅわくくな品。



ほんのり胡麻味

馬刺し

ネギまみれ 七八〇円 [税込]

馬刺しを肴にほんにくを添えてお召しになります。
たっぷりの玉葱や生姜と一緒に一通に。



飲肥の天ぷら

日南地方に古くから伝わる庶民の味



おひのてんぷら

四八〇円 [税込]

おひのてんぷら

四八〇円 [税込]

おひのてんぷら

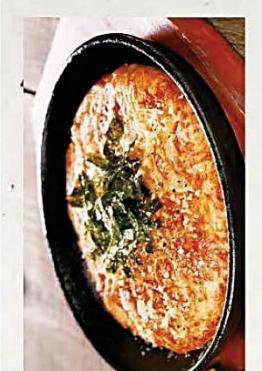
五八〇円 [税込]

長芋の千切りで作る
くらべ一おや。

長芋せんべいのスープベスターじゃ
まわに「消化度数」が回復。
漢方源の効能があるのです。
お野菜の味にオズズメの一油漬。

長芋明太 おやき

五八〇円 [税込]



○ 不当景品類及び不当表示防止法（抜粋）

(昭和三十七年法律第百三十四号)

（目的）

第一条 この法律は、商品及び役務の取引に関する不当な景品類及び表示による顧客の誘引を防止するため、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれのある行為の制限及び禁止について定めることにより、一般消費者の利益を保護することを目的とする。

（不当な表示の禁止）

第五条 事業者は、自己の供給する商品又は役務の取引について、次の各号のいずれかに該当する表示をしてはならない。

- 一 商品又は役務の品質、規格その他の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示し、又は事実に相違して当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも著しく優良であると示す表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められるもの
- 二 商品又は役務の価格その他の取引条件について、実際のもの又は当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められるもの
- 三 前二号に掲げるもののほか、商品又は役務の取引に関する事項について一般消費者に誤認されるおそれがある表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認めて内閣総理大臣が指定するもの

（措置命令）

第七条 内閣総理大臣は、第四条の規定による制限若しくは禁止又は第五条の規定に違反する行為があるときは、当該事業者に対し、その行為の差止め若しくはその行為が再び行われることを防止するために必要な事項又はこれらの実施に関連する公示その他必要な事項を命ずることができる。その命令は、当該違反行為が既になくなっている場合においても、次に掲げる者に対し、することができる。

- 一 当該違反行為をした事業者
- 二 当該違反行為をした事業者が法人である場合において、当該法人が合併により消滅したときにおける合併後存続し、又は合併により設立された法人
- 三 当該違反行為をした事業者が法人である場合において、当該法人から分割により当該違反行為に係る事業の全部又は一部を承継した法人
- 四 当該違反行為をした事業者から当該違反行為に係る事業の全部又は一部を譲り受けた事業者

2 (省略)

(報告の徴収及び立入検査等)

第二十九条 内閣総理大臣は、第七条第一項の規定による命令、課徴金納付命令又は前条第一項の規定による勧告を行うため必要があると認めるときは、当該事業者若しくはその者とその事業に関して関係のある事業者に対し、その業務若しくは財産に関して報告をさせ、若しくは帳簿書類その他の物件の提出を命じ、又はその職員に、当該事業者若しくはその者とその事業に関して関係のある事業者の事務所、事業所その他その事業を行う場所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2～3 (省略)

(権限の委任等)

第三十三条 内閣総理大臣は、この法律による権限（政令で定めるものを除く。）を消費者庁長官に委任する。

2～11 (省略)

○ 不当景品類及び不当表示防止法施行令（抜粋）

（平成二十一年政令第二百十八号）

(消費者庁長官に委任されない権限)

第十四条 法第三十三条第一項の政令で定める権限は、法第二条第三項及び第四項、第三条第一項（消費者委員会からの意見の聴取に係る部分に限る。）及び第二項、第四条、第五条第三号、第六条第一項（消費者委員会からの意見の聴取に係る部分に限る。）及び第二項、第二十六条第二項並びに同条第三項及び第四項（これらの規定を同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による権限とする。

(参考2)

景品表示法による表示規制の概要

景品表示法
第5条（不当な表示の禁止）

不当な表示

○優良誤認表示（5条1号）

商品・サービスの品質、規格その他の内容についての不当表示

①商品・サービスの内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示す表示

②商品・サービスの内容について、一般消費者に対し、事実に相違して競争事業者に係るものよりも著しく優良であると示す表示

不実証広告規制（7条2項）

消費者庁長官は、措置命令に関し、商品・サービスの内容（効果、性能）に関する優良誤認表示に該当するか否かを判断する必要がある場合に、期間を定めて、事業者に表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めることができる。

⇒ 事業者が資料を提出しない場合又は提出された資料が表示の裏付けとなる合理的な根拠を示すものと認められない場合は、当該表示は不当表示とみなされる。

○有利誤認表示（5条2号）

商品・サービスの価格その他取引条件についての不当表示

①商品・サービスの取引条件について、実際のものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される表示

②商品・サービスの取引条件について、競争事業者に係るものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される表示

○商品・サービスの取引に関する事項について一般消費者に誤認されるおそれがあると認められ内閣総理大臣が指定する表示（5条3号）

①無果汁の清涼飲料水等についての表示

②商品の原産国に関する不当な表示

③消費者信用の融資費用に関する不当な表示

④不動産のおとり広告に関する表示

⑤おとり広告に関する表示

⑥有料老人ホームに関する不当な表示

消表対第555号
平成30年5月22日

株式会社エー・ピーカンパニー
代表取締役 米山 久 殿

消費者庁長官 岡村 和美
(公印省略)

不当景品類及び不当表示防止法第7条第1項の規定に基づく措置命令

貴社は、貴社が運営する「宮崎県日南市塚田農場」及び「宮崎県日向市塚田農場」と称する店舗（以下これらを併せて「本件店舗」という。）において供給する「チキン南蛮」、「月見つくね」及び「塩つくね」と称する料理の各料理（以下これらを併せて「本件料理」という。）の取引について、それぞれ、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号。以下「景品表示法」という。）第5条の規定により禁止されている同条第1号に該当する不当な表示を行っていたので、同法第7条第1項の規定に基づき、次のとおり命令する。

1 命令の内容

- (1) 貴社は、貴社が一般消費者に提供する本件料理に係る表示に関して、次に掲げる事項を速やかに一般消費者に周知徹底しなければならない。この周知徹底の方法については、あらかじめ、消費者庁長官の承認を受けなければならない。
- ア(ア) 貴社は、本件料理を一般消費者に提供するに当たり、平成29年4月17日から同年8月22日までの間、本件店舗におけるメニューにおいて、例えば、メニューの表紙において、「地鶏一筋」と記載された印影を掲載し、メニューの2ページ及び3ページにおいて、「地鶏は野生の旨味」、「在来鶏の血統『地鶏』はほんの一部」、「限られた農家しか生産が許されないみやざき地頭鶏」等と記載した上で、「みやざき地頭鶏」と称する地鶏の写真、「みやざき地頭鶏」と称する地鶏が籬センター等で育成されてから本件店舗で料理として提供されるまでの流通過程を示した図等を掲載することにより、あたかも、本件料理に地鶏を使用しているかのように示す表示をしていたこと。
- (イ) 実際には、本件料理について、「チキン南蛮」と称する料理にはプロイラー、「月見つくね」及び「塩つくね」と称する料理にはほとんどプロイラーを、それれ使用していたこと。
- イ 前記ア(ア)の表示は、前記ア(イ)のとおりであって、それぞれ、本件料理の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示すものであり、景

品表示法に違反するものであること。

- (2) 貴社は、今後、本件料理又はこれらと同種の料理の取引に関し、前記(1)アの表示と同様の表示が行われることを防止するために必要な措置を講じ、これを貴社の役員及び従業員に周知徹底しなければならない。
- (3) 貴社は、今後、本件料理又はこれらと同種の料理の取引に関し、前記(1)アの表示と同様の表示を行うことにより、当該料理の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示す表示をしてはならない。
- (4) 貴社は、前記(1)に基づいて行った周知徹底及び前記(2)に基づいてとった措置について、速やかに文書をもって消費者庁長官に報告しなければならない。

2 事実

- (1) 株式会社エー・ピーカンパニー（以下「エー・ピーカンパニー」という。）は、東京都港区芝大門二丁目10番12号KDX芝大門ビル9階に本店を置き、飲食業等を営む事業者である。
- (2) エー・ピーカンパニーは、本件店舗において本件料理を一般消費者に提供している。
- (3) エー・ピーカンパニーは、本件店舗におけるメニューの表示内容を自ら決定している。
- (4) ア エー・ピーカンパニーは、本件料理を一般消費者に提供するに当たり、平成29年4月17日から同年8月22日までの間、本件店舗におけるメニューにおいて、例えば、メニューの表紙（別添写し1）において、「地鶏一筋」と記載された印影を掲載し、メニューの2ページ及び3ページ（別添写し2）において、「地鶏は野生の旨味」、「在来鶏の血統『地鶏』はほんの一部」、「限られた農家しか生産が許されないみやざき地頭鶏」等と記載した上で、「みやざき地頭鶏」と称する地鶏の写真、「みやざき地頭鶏」と称する地鶏が雛センター等で育成されてから本件店舗で料理として提供されるまでの流通過程を示した図等を掲載することにより、あたかも、本件料理（別添写し3）に地鶏を使用しているかのように示す表示をしていた。
イ 実際には、本件料理について、「チキン南蛮」と称する料理にはプロイラーを、「月見つくね」及び「塩つくね」と称する料理にはほとんどプロイラーを、それぞれ使用していた。

3 法令の適用

前記事実によれば、エー・ピーカンパニーは、自己の供給する本件料理の取引に関し、それぞれ、本件料理の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示すことにより、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められる表示をしていたものであり、これらの表示は、それぞれ、景品表示法第5条第1号に該当するものであって、かかる行為は、それぞれ、同条の規定に違反するものである。

4 法律に基づく教示

(1) 行政不服審査法（平成26年法律第68号）第82条第1項の規定に基づく教示

この処分について不服がある場合には、行政不服審査法第2条、第4条及び第18条第1項の規定に基づき、正当な理由があるときを除き、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、書面により消費者庁長官に対し審査請求をすることができる。

(注) 行政不服審査法第18条第2項の規定により、正当な理由があるときを除き、処分があつたことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなる。

(2) 行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第46条第1項の規定に基づく教示

訴訟により、この処分の取消しを求める場合には、行政事件訴訟法第11条第1項及び第14条第1項の規定に基づき、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、国（代表者法務大臣）を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することができる。

(注1) 行政事件訴訟法第14条第2項の規定により、正当な理由があるときを除き、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

(注2) 行政事件訴訟法第14条第3項の規定により、正当な理由があるときを除き、審査請求をして裁決があつた場合には、この処分の取消しの訴えは、その裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。ただし、正当な理由があるときを除き、その裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

別添写し1

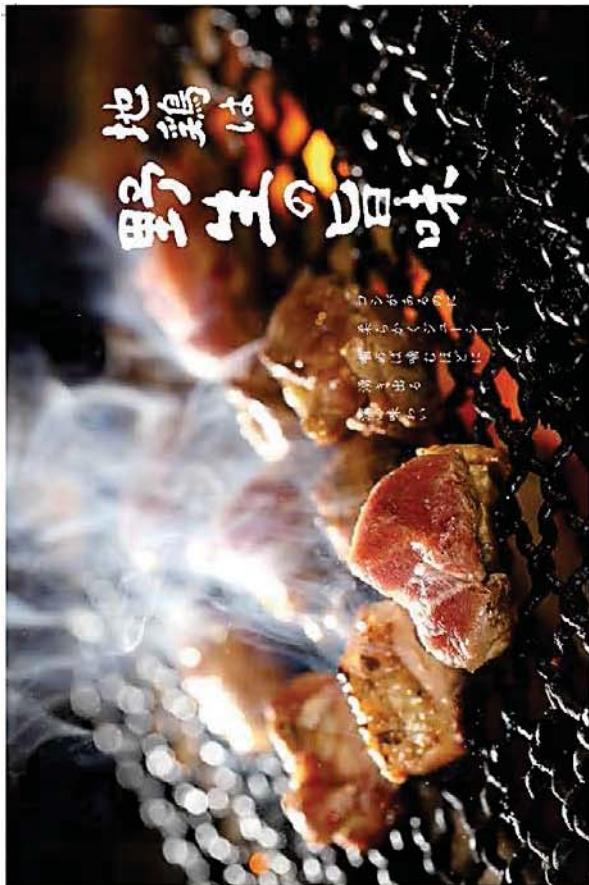
塚田農場

Takada farm 2017

一地
筋鶏



別添写し2



在来封の航路「地島」は人の「洋

要するに、國有化は財政的問題に付けての問題をもつてゐる。國有化の問題は、その本質上、必ずしも「不動産」の問題である。なぜかと云ふと、國有化の問題は、必ずしも「不動産」の問題である。なぜかと云ふと、國有化の問題は、必ずしも「不動産」の問題である。

店頭での名称	品種	特徴	特徴
名古屋コーチン 日本在来鶏 小糸ヶ谷地鶏	日高原鶏 名古屋コーチン 小糸ヶ谷地鶏	33~35kg (4~5ヶ月) 肉質・味 脂質・味	33kg (4ヶ月) 肉質・味 脂質・味
大山(山)鶏 純白 日本在来	大山(山)鶏 純白 日本在来	35~37kg (2~3ヶ月)	35kg (2~3ヶ月) 肉質・味
ヒヨー 豚肉 ブローラー	ヒヨー 豚肉 ブローラー	28~30kg (15ヶ月)	28~30kg (15ヶ月) 肉質・味 脂質・味



限られた心算家として生産が許されない
ふじておき地頭

自然な環境でのびのびと育つ

「おまえがどうしてお母さんとお父さんを殺したんだ？」
「おまえがどうしてお母さんとお父さんを殺したんだ？」
「おまえがどうしてお母さんとお父さんを殺したんだ？」
「おまえがどうしてお母さんとお父さんを殺したんだ？」



健康的な引き締め感
赤身と霜降りの脂

（二）在“心靈的本體”和“心靈的關係”這兩點上，我所說的“心靈”，就是指的“心靈的本體”。



したやうでは、彈力
情じほどに味が深い

「彼女はお前には何でも言わぬよ。」
セマーはうなづき顔を落とす。「何ん
ぞお前は『おまへがお前を名づけた
』と嘆息せやう。『おまへがお前を名づけた
』と言ふのは、



旨味がよく入り
香り高く、美味一矢!!

高齢化社会における「孤独」の問題を、専門家からアドバイスを貰う機会を設けた。この会議は、高齢者や介護者の立場から、社会が抱える問題を改めて見直す機会となりました。



TOMASZ WOJCIK

THEATRE 03

逸品

炭火や焚火でつくね第一回

● 横つくね 四八〇 [1kg]

● 月見つくね 五三〇 [1kg]



● みやべぐら焼め 五八〇

● 黒焼きそば 六八〇 [1kg]

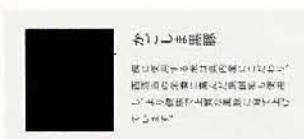
● 握り出し豆腐 四八〇 [1kg]

● エリンギバター 五〇〇 [2kg]



● こじかとひめ日香ね

● 黒豚焼餃子 四八〇 [1kg]

● おもてなし黒豚
黒豚の特徴を活かすために、
豚脂の旨味と黒豚の特徴を最大限に
引き出しています。

● ごはん手作り

● 肥豚

四八〇 [1kg]

● あんたい豚焼き 五三〇 [1kg]

● あんたい豚焼
豚の旨味を最大限に引き出すために、
豚骨をふんだんに使った豚肉のみを使用● 熊田園豚の
卵巣とたねり卵● 熊田園の卵巣ソース
の旨味を活かして
卵巣とたねり卵
をたっぷりと乗せ
て卵巣の旨味を
引き出しています。

● 自家製鶏南蛮

● チキン南蛮 六八〇 [1kg]

● 池袋本店開店記念「チキン南蛮」!
その名に相応しい南蛮風味の旨味と、
サクサクの食感が楽しめる南蛮仕立ての
豚糞をタラカルでたれづけ。豚糞からはじ
る豊かな香りが特徴です。

消表対第556号
平成30年5月22日

株式会社エー・ピーカンパニー
代表取締役 米山 久 殿

消費者庁長官 岡村 和美
(公印省略)

不当景品類及び不当表示防止法第7条第1項の規定に基づく措置命令

貴社は、貴社が運営する「鹿児島県霧島市塚田農場」と称する店舗（以下「本件店舗」という。）において供給する「チキン南蛮」、「月見つくね」及び「塩つくね」と称する料理の各料理（以下これらを併せて「本件料理」という。）の取引について、それぞれ、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号。以下「景品表示法」という。）第5条の規定により禁止されている同条第1号に該当する不当な表示を行っていたので、同法第7条第1項の規定に基づき、次のとおり命令する。

1 命令の内容

- (1) 貴社は、貴社が一般消費者に提供する本件料理に係る表示に関して、次に掲げる事項を速やかに一般消費者に周知徹底しなければならない。この周知徹底の方法については、あらかじめ、消費者庁長官の承認を受けなければならない。
- ア(ア) 貴社は、本件料理を一般消費者に提供するに当たり、平成29年4月17日から同年8月22日までの間、本件店舗におけるメニューにおいて、例えば、メニューの表紙において、「地鶏一筋」と記載された印影を掲載し、メニューの2ページ及び3ページにおいて、「地鶏は野生の旨味」、「在来鶏の血統『地鶏』はほんの一部」、「黒牛、黒豚に続く第三の黒ブランド『黒さつま鶏』」等と記載した上で、「黒さつま鶏」と称する地鶏の写真、「黒さつま鶏」と称する地鶏が雛センター等で育成されてから本件店舗で料理として提供されるまでの流通過程を示した図等を掲載することにより、あたかも、本件料理に地鶏を使用しているかのように示す表示をしていたこと。
- (イ) 実際には、本件料理について、「チキン南蛮」と称する料理にはプロイラー、「月見つくね」及び「塩つくね」と称する料理にはほとんどプロイラーを、それぞれ使用していたこと。
- イ 前記ア(ア)の表示は、前記ア(イ)のとおりであって、それぞれ、本件料理の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示すものであり、景

品表示法に違反するものであること。

- (2) 貴社は、今後、本件料理又はこれらと同種の料理の取引に関し、前記(1)アの表示と同様の表示が行われることを防止するために必要な措置を講じ、これを貴社の役員及び従業員に周知徹底しなければならない。
- (3) 貴社は、今後、本件料理又はこれらと同種の料理の取引に関し、前記(1)アの表示と同様の表示を行うことにより、当該料理の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示す表示をしてはならない。
- (4) 貴社は、前記(1)に基づいて行った周知徹底及び前記(2)に基づいてとった措置について、速やかに文書をもって消費者庁長官に報告しなければならない。

2 事実

- (1) 株式会社エー・ピーカンパニー（以下「エー・ピーカンパニー」という。）は、東京都港区芝大門二丁目10番12号KDX芝大門ビル9階に本店を置き、飲食業等を営む事業者である。
- (2) エー・ピーカンパニーは、本件店舗において本件料理を一般消費者に提供している。
- (3) エー・ピーカンパニーは、本件店舗におけるメニューの表示内容を自ら決定している。
- (4) ア エー・ピーカンパニーは、本件料理を一般消費者に提供するに当たり、平成29年4月17日から同年8月22日までの間、本件店舗におけるメニューにおいて、例えば、メニューの表紙（別添写し1）において、「地鶏一筋」と記載された印影を掲載し、メニューの2ページ及び3ページ（別添写し2）において、「地鶏は野生の旨味」、「在来鶏の血統『地鶏』はほんの一部」、「黒牛、黒豚に続く第三の黒ブランド『黒さつま鶏』」等と記載した上で、「黒さつま鶏」と称する地鶏の写真、「黒さつま鶏」と称する地鶏が雛センター等で育成されてから本件店舗で料理として提供されるまでの流通過程を示した図等を掲載することにより、あたかも、本件料理（別添写し3）に地鶏を使用しているかのように示す表示をしていた。
イ 実際には、本件料理について、「チキン南蛮」と称する料理にはプロイラーを、「月見つくね」及び「塩つくね」と称する料理にはほとんどプロイラーを、それぞれ使用していた。

3 法令の適用

前記事実によれば、エー・ピーカンパニーは、自己の供給する本件料理の取引に関し、それぞれ、本件料理の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示すことにより、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められる表示をしていたものであり、これらの表示は、それぞれ、景品表示法第5条第1号に該当するものであって、かかる行為は、それぞれ、同条の規定に違反するものである。

4 法律に基づく教示

(1) 行政不服審査法（平成26年法律第68号）第82条第1項の規定に基づく教示

この処分について不服がある場合には、行政不服審査法第2条、第4条及び第18条第1項の規定に基づき、正当な理由があるときを除き、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、書面により消費者庁長官に対し審査請求をすることができる。

(注) 行政不服審査法第18条第2項の規定により、正当な理由があるときを除き、処分があつたことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなる。

(2) 行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第46条第1項の規定に基づく教示

訴訟により、この処分の取消しを求める場合には、行政事件訴訟法第11条第1項及び第14条第1項の規定に基づき、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、国（代表者法務大臣）を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することができる。

(注1) 行政事件訴訟法第14条第2項の規定により、正当な理由があるときを除き、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

(注2) 行政事件訴訟法第14条第3項の規定により、正当な理由があるときを除き、審査請求をして裁決があつた場合には、この処分の取消しの訴えは、その裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。ただし、正当な理由があるときを除き、その裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

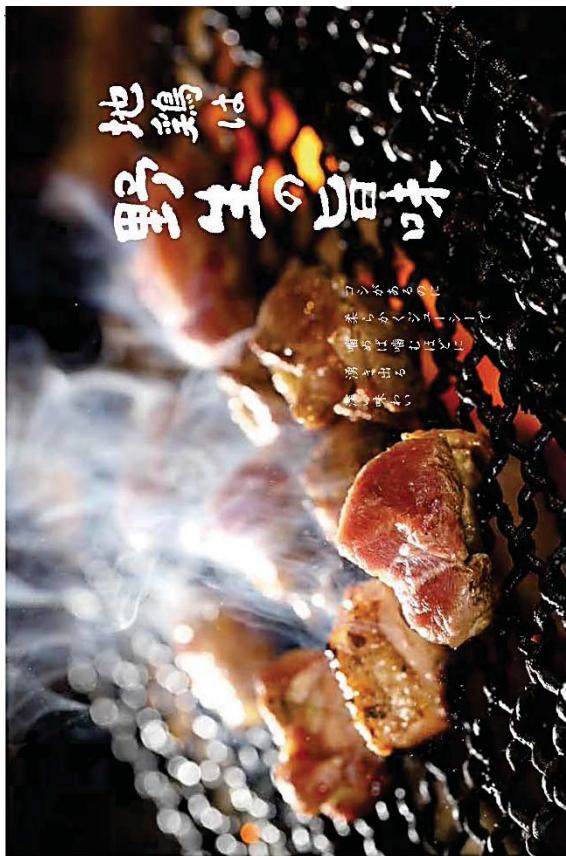
別添写し1

塚田農場

Takada farm 2017

一地
筋鶏





在来鶏の血統「地鶏」はほんの一端

世で「四角の鏡」内に於ては、いわば流派子孫の
その女房以上が並んでアーティスト等はそれを承
認被給。その中で老舗の四角にはさうしたのを「流
派子孫」たる者と呼ぶ事がある。これは必ずしも
それが、確く其の名を有する者であるから同じだと思
えれば、地盤をいかにも軽率に乍らそこへ運び入れた
者などと見えて居る。

店頭での名前	品目	販売価格	販売日数	大きさ
名古屋コーチン 鶏肉と卵	白身肉	1kgあたり1,500円 500gあたり800円	7日以上 (4~5kg)	26cm×27cm スリット付 トマト煮込み 用
天山山どり 南あわじ鶏 白身肉	白身肉	950円/kg	6~7kg E 2kg未満	25cm×25cm 三段階 焼
名どり ブロイラー	白身肉	800円/kg	4kg~5kg (1kg/2kg)	25cm×25cm E 1kg未満



黒牛、黒豚に統く

自然な歴史でのびのびと育つ

ストレスによって質感調査を長い時間は、有効止まるまでに多くの手間と時間を掛かります。自然の大気を来り回り、様々な空気を吸い、色々な種類を食べぐるストレスは何よりも自己の精神的・身体的な負担を増す要因となる恐る薄々で有り地図は家族さんとの日々の努力が上手に見えるからです。



TSUKADA FARM 02



しなやかでほどよい弾力
嗜むほどに味わい深い



旨味がコクとなり
香り高い美味しさに

「お嬢様はお前のお外見から『かわいい』やあ
〜今更にナニ度〜、親子の心を八八下さる
御附身にアハハ〜ハ〜お嬢様はお母様
このお嬢様にアハハ〜ハ〜お嬢様〜お嬢様
お嬢様の心をアハハ〜ハ〜お嬢様」



TSUKADA FARM 03

兔品

放火で死つたつぐに第二回

⑨ 塩つくね 四八〇〔味玉〕
⑩ 月見つくね 五三〇〔味玉〕



◎ 七八〇年

「ああ、お前が『入る』こと、出でることを

Digitized by srujanika@gmail.com

掲げ出し豆腐 四八〇

エリンギバター 醤油焼き 五〇〇



卷之三

◎ 黑豚燒餃子

卷之三

卷之二

四八〇

形狀的，使用

めんたい卵焼き 五三〇

卷之三



四庫全書

チキン南蛮 六八〇

元野球士料理の店「チキン料理」から揚げた鶏もも肉揚げを販賣に供にくぐらせ野だのからで蒸しらんダッシュの野菜タレをかけました。酒食ならではの



消表対第557号
平成30年5月22日

株式会社エー・ピーカンパニー
代表取締役 米山 久 殿

消費者庁長官 岡村 和美
(公印省略)

不当景品類及び不当表示防止法第7条第1項の規定に基づく措置命令

貴社は、貴社とライセンス契約を締結する事業者（以下「ライセンシー」という。）が経営する「宮崎県日南市じとっこ組合」、「宮崎県日向市じとっこ組合」及び「～宮崎日南幻の地鶏焼～ じとっこ」と称する店舗（以下これらを併せて「本件店舗」という。）を通じて供給する「チキン南蛮」及び「椎茸つくね南蛮」と称する料理の各料理（以下これらを併せて「本件料理」という。）の取引について、それぞれ、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号。以下「景品表示法」という。）第5条の規定により禁止されている同条第1号に該当する不当な表示を行っていたので、同法第7条第1項の規定に基づき、次のとおり命令する。

1 命令の内容

- (1) 貴社は、貴社が一般消費者に提供する本件料理に係る表示に関して、次に掲げる事項を速やかに一般消費者に周知徹底しなければならない。この周知徹底の方法については、あらかじめ、消費者庁長官の承認を受けなければならない。
ア(ア) 貴社は、本件料理を一般消費者に提供するに当たり、平成28年9月1日から平成29年9月3日までの間、本件店舗におけるメニューにおいて、例えば、メニューの2ページ及び3ページにおいて、「じとっこ組合」、「安全安心で美味しい『みやざき地頭鶏』」を毎日皆様の元へ、お届けするために。」等と記載した上で「みやざき地頭鶏」と称する地鶏が離センター等で育成されてから本件店舗で料理として提供されるまでの流通過程を示した図、「じとっこ組合 加盟養鶏農家」と題した「みやざき地頭鶏」と称する地鶏の養鶏農家の一覧等を掲載し、メニューの4ページ及び5ページにおいて、「みやざき地頭鶏」と称する地鶏の大きなイラスト、「みやざき地頭鶏組合之印」と記載された印影等を掲載した上で「宮崎でも限られた農家しか生産が許されていないみやざき地頭鶏」、「『本物の地鶏』は、ほんの一部」、「嗜めば鶏の味わいがジューシーに広がる」等と記載するとともに、メニューの本件料理を掲載したページにおいて、「宮崎名物ひむか南蛮○題」と記載す

ることにより、あたかも、本件料理に地鶏を使用しているかのように示す表示をしていたこと。

(イ) 実際には、本件料理について、「チキン南蛮」と称する料理にはプロイラーを、「椎茸つくね南蛮」と称する料理には地鶏ではない親鶏等を、それぞれ使用していたこと。

イ 前記ア(ア)の表示は、前記ア(イ)のとおりであって、それぞれ、本件料理の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示すものであり、景品表示法に違反するものであること。

(2) 貴社は、今後、本件料理又はこれらと同種の料理の取引に関し、前記(1)アの表示と同様の表示が行われることを防止するために必要な措置を講じ、これを貴社の役員及び従業員に周知徹底しなければならない。

(3) 貴社は、今後、本件料理又はこれらと同種の料理の取引に関し、前記(1)アの表示と同様の表示を行うことにより、当該料理の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示す表示をしてはならない。

(4) 貴社は、前記(1)に基づいて行った周知徹底及び前記(2)に基づいてとった措置について、速やかに文書をもって消費者庁長官に報告しなければならない。

2 事実

(1) 株式会社エー・ピーカンパニー（以下「エー・ピーカンパニー」という。）は、東京都港区芝大門二丁目10番12号KDX芝大門ビル9階に本店を置き、「宮崎県日南市じとっこ組合」等との統一的な商標等の下に、ライセンシーに対し、特定の商標等を使用する権利を与える、ライセンシーによる飲食店の経営について、統一的な方法で、統制、指導及び援助を行い、これらの対価としてライセンシーから金銭を收受する事業等を営む事業者である。

(2) エー・ピーカンパニーは、本件店舗を通じて本件料理を一般消費者に提供している。

(3) エー・ピーカンパニーは、本件店舗におけるメニューの表示内容を自ら決定している。

(4) ア エー・ピーカンパニーは、本件料理を一般消費者に提供するに当たり、平成28年9月1日から平成29年9月3日までの間、本件店舗におけるメニューにおいて、例えば、メニューの2ページ及び3ページ（別添写し1）において、「じとっこ組合」、「安全安心で美味しい『みやざき地頭鶏』」^{じとっこ}を毎日皆様の元へ、お届けするために。」等と記載した上で「みやざき地頭鶏」と称する地鶏が雛センター等で育成されてから本件店舗で料理として提供されるまでの流通過程を示した図、「じとっこ組合 加盟養鶏農家」と題した「みやざき地頭鶏」と称する地鶏の養鶏農家の一覧等を掲載し、メニューの4ページ及び5ページ（別添写し2）において、「みやざき地頭鶏」と称する地鶏の大きなイラスト、「みやざき地頭鶏組合之印」と記載された印影等を掲載した上で「宮崎でも限られた農家しか生産が許されていないみやざき地頭鶏」、「『本

物の地鶏』は、ほんの一部」、「嗜めば鶏の味わいがジューシーに広がる」等と記載するとともに、メニューの本件料理を掲載したページ（別添写し3）において、「宮崎名物ひむか南蛮○題」と記載することにより、あたかも、本件料理に地鶏を使用しているかのように示す表示をしていた。

イ 実際には、本件料理について、「チキン南蛮」と称する料理にはプロイラーを、「椎茸つくね南蛮」と称する料理には地鶏ではない親鶏等を、それぞれ使用していた。

3 法令の適用

前記事実によれば、エー・ピーカンパニーは、自己の供給する本件料理の取引に関し、それぞれ、本件料理の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示すことにより、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められる表示をしていたものであり、これらの表示は、それぞれ、景品表示法第5条第1号に該当するものであって、かかる行為は、それぞれ、同条の規定に違反するものである。

4 法律に基づく教示

(1) 行政不服審査法（平成26年法律第68号）第82条第1項の規定に基づく教示

この処分について不服がある場合には、行政不服審査法第2条、第4条及び第18条第1項の規定に基づき、正当な理由があるときを除き、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、書面により消費者庁長官に対し審査請求をすることができる。

（注）行政不服審査法第18条第2項の規定により、正当な理由があるときを除き、処分があつたことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなる。

(2) 行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第46条第1項の規定に基づく教示

訴訟により、この処分の取消しを求める場合には、行政事件訴訟法第11条第1項及び第14条第1項の規定に基づき、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、国（代表者法務大臣）を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することができる。

（注1）行政事件訴訟法第14条第2項の規定により、正当な理由があるときを除き、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

（注2）行政事件訴訟法第14条第3項の規定により、正当な理由があるときを除き、審査請求をして裁決があつた場合には、この処分の取消しの訴えは、その裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

きる。ただし、正当な理由があるときを除き、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。



**じとこ組合
おしながき目次**

じとこ	野菜・野	ひな	ひな	アキラマス・ミ	鶏	メシカ・サ	お通し
地頭鶏(ゆめみどり)	「お人様」三六〇円						

**みやざき
じとこ
地頭鶏**

「本物の地鶏」は、ほんの一部

国産の「鳥肉」には、「若どり」(ブロイフード)、「絞柄鶏」(飼育法や飼などに工夫を加えたブロイラー)、「地鶏」の3種類あります。がく」「A.S既定」である日本在来の自然放し飼い、長期育成、などから基準をクリアし、「地鶏」と名乗るのは「やうかー%」。

「みやざき地頭鶏」は、直営の大自然の中で平飼いされた、稀少価値の高い「地鶏」です。

宮崎でも限られた農家しか生産が許されていないみやざき地頭鶏

「みやざき地頭鶏(じとうじ)」は、古墳時代から飼育されていた日本に元々いた在来種の鶏です。その歴史から「地頭鶏」と名づけられました。また、この鶏は、古墳時代から「地頭鶏」と呼ばれています。

く留和18年には圓融天然記念物に指定を受けた「ヨー」を父に「越智耳」の高ら「九州ロード」の體をわざわせだ三元交配方式でつくられたのが「みやざき地頭鶏」です。全脚開いた飼育や育成日数、飼育密度など、直営農場が厳しい飼育条件を満たした農家にしか販路を出荷しないため、地頭鶏としても限られた量しか市場に出回っています。

喰めば鶏の味わいがジューシーに広がる

口があるのに柔らかく、コーンな肉質と、焼めば極むほどに脂を含む深い味わい。特にこの炭火焼には香ばしい醤油の香りが合はせて、全体に流れだ逸品です。また、地鶏、地鶏汁で煮て、地鶏と買えるでしょう。

味噌の壺

味噌の裏面をベースに、豚大根を粗挽きにシゴキ。ソーセージ風味を再現。よく味が付いたのでよくお酒やおつまみに。また、おつまみには、香ばしい醤油の香りが付いています。また、地鶏、地鶏汁で煮て、地鶏と買えるでしょう。

お通し

「お人様」三六〇円
直送素材にアーティスト撮影しております
05 HOKKO

別添写し2

This image is a collage of five pages from a Japanese menu, each featuring a different dish with its name, price, and a brief description.

- Page 1:** Features a dish called "ひむか南蛮" (Himuka Namban) at 580 yen. The description includes "かみわらびスープ" (Kamimawarabi soup), "椎茸つるね" (Shiitake mushrooms), and "白身魚のタルタル" (White fish tartare). It also mentions "チキン南蛮" (Chicken Namban) at 680 yen and "チキンタルタル" (Chicken tartare) at 380 yen.
- Page 2:** Features "馬刺しネギまみれ" (Beef sashimi with negi mirepoix) at 780 yen. The description includes "ほんのり胡麻油風味" (Hemp oil flavor).
- Page 3:** Features "飲肥の天ぷら" (Drinking pig tempura) at 480 yen. The description includes "日南地方に古くから伝わる庶民の味" (A taste that has been passed down in the Hizen region since ancient times).
- Page 4:** Features "おびのてんぱら 青のり" (Obi no tenpura with nori) at 480 yen. The description includes "青とも鰯はしく黒う膳の青じしと青のり入りです" (The green is very strong, like black shiso, and it contains nori).
- Page 5:** Features "長芋明太 おやき" (Eggplant and cod roe omelette) at 580 yen. The description includes "長い手は卵巻のスライバー" (Long fingers are egg卷的 slicer) and "お蕪漬けの油漬があるのです" (There is a pickled eggplant oil).